

## 「千曲市公共物占用許可基準」について(橋)

令和 7 年 3 月 12 日施行

### 許可基準(橋)

#### ① 1画地1橋とします

同じ画地の中に既に橋がある場合、同画地内に別の橋を新設することは、原則として許可できません。

#### ② 橋の幅は、4.0m以下とします

水路の機能管理上、必要最小限の幅であることが望ましいことから、自家用車が出入り可能な 4.0mを限度とします。

ただし、土地の形状や土地利用の都合で 4.0mを超える場合は、理由書を提出していただき、必要性が認められる場合にはその限りではありません。

#### ③ 構造は鉄筋コンクリート橋で水路に荷重をかけないものとします

橋の通行上の安全面を考慮し、鉄板橋は原則として許可できません。

鉄筋コンクリート橋を設置することで、水路断面積が減少する場合や水路清掃など機能管理上支障となる場合については、別途協議の上決定いたします。(例:水路幅が狭い、水路の深さが浅いなど)

#### ④ 転落防止柵・開口部(グレーチング)を設置してください

橋の両側に、転落防止柵(高さ 1.1m以上)を設置すること。

幅 2mを超える橋については、水路点検の為開口部を設置すること。

開口部の大きさは 0.6m×0.6m以上とすること。

#### ⑤ 通路橋以外の目的では、許可をすることができません

駐車場としての使用など、通路以外の利用は許可できません。

#### ⑥ 橋と道路側の取り合い

橋と道路側の取り合いについては、すりつけ範囲、勾配等について、事前に道路管理者と協議すること。

#### ⑦ 橋の方向について

橋の設置は、水路等の方向に対して直角にすること。